

広島市環境影響評価条例の施行に関する基準 新旧対象表（案）

現 行			改 正 案					
別表第1（規則第53条関係） (1)～(4)（略） (5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業			別表第1（規則第53条関係） (1)～(4)（略） (5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業					
区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	区 分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件			
水 力 発 電 所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	水力発電所		（現行に同じ。）			
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。						
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。						
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別							
火 力 発 電 所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	火力発電所					
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。						
	原動力の別							
	燃料の種類							
	冷却方式の別		風力発電所					
風 力 発 電 所	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。				太陽電池発電所	施行区域の位置	次の各号のいずれにも該当するもの (1) 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。 (2) 修正前の施行区域から300メートル以上離れた区域が新たに施行区域とならないこと。
	対象事業の実施予定区域の位置	修正前の対象事業の実施予定区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業の実施予定区域とならないこと。						
備考 1 この表において「対象事業の実施予定区域」とは、対象事業の実施を予定している区域をいう。 2 この表において「原動力の別」とは、原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別をいう。 3 この表において「冷却方式の別」とは、冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別をいう。			備考 1 この表において「対象事業の実施予定区域」とは、対象事業の実施を予定している区域をいう。 2 この表において「原動力の別」とは、原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別をいう。 3 この表において「冷却方式の別」とは、冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別をいう。					
(6)～(18)（略）			(6)～(18)（略）					

現 行			改 正 案			
別表第2（規則第27条関係） （1）～（4）（略） （5）電気工作物の設置又は変更の工事の事業			別表第2（規則第27条関係） （1）～（4）（略） （5）電気工作物の設置又は変更の工事の事業			
区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	
水力 発電 所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	水力 発電 所	発電所又は発電設備の出力	（現行に同じ。）	
	ダム ^{たむ} の貯水区域 ^{ちよすいしよく} の位置	新たにダム ^{たむ} の貯水区域 ^{ちよすいしよく} となる部分の面積が変更前の当該区域 ^{たがしよく} の面積の10パーセント未満であること。		ダム ^{たむ} の貯水区域 ^{ちよすいしよく} の位置		
	堰 ^{せき} の湛水区域 ^{たんすいしよく} の位置	新たに堰 ^{せき} の湛水区域 ^{たんすいしよく} となる部分の面積が変更前の湛水面積 ^{たんすいめんせき} の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。		堰 ^{せき} の湛水区域 ^{たんすいしよく} の位置		
	ダム ^{たむ} のコンクリートダム又はフィルダム ^{ふいるだむ} の別			ダム ^{たむ} のコンクリートダム又はフィルダム ^{ふいるだむ} の別		
	対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} の位置	変更前の対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} から500メートル以上離れた区域 ^{しよく} が新たに対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} とならないこと。		対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} の位置		
	減水 ^{げんすい} 区間の位置	新たに減水 ^{げんすい} 区間 ^{くわん} となる部分の長さが変更前の減水 ^{げんすい} 区間 ^{くわん} の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。		減水 ^{げんすい} 区間の位置		
火力 発電 所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。	火力 発電 所	発電所又は発電設備の出力		（現行に同じ。）
	対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} の位置	変更前の対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} から300メートル以上離れた区域 ^{しよく} が新たに対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} とならないこと。		対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} の位置		
	原動力 ^{げんどうりき} の別			原動力 ^{げんどうりき} の別		
	燃料 ^{ねんりやう} の種類			燃料 ^{ねんりやう} の種類		
	冷却方式 ^{れいじやうしき} の別			冷却方式 ^{れいじやうしき} の別		
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。		年間燃料使用量		
	ばい煙 ^{ばいえん} の時間排出量	ばい煙 ^{ばいえん} の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。		ばい煙 ^{ばいえん} の時間排出量		
	煙突 ^{えんとつ} の高さ	煙突 ^{えんとつ} の高さが10パーセント以上減少しないこと。		煙突 ^{えんとつ} の高さ		
	温排水 ^{ぬるぬみず} の排出先 ^{だしゆせん} の水面又は水中 ^{すいじゆ} の別			温排水 ^{ぬるぬみず} の排出先 ^{だしゆせん} の水面又は水中 ^{すいじゆ} の別		
	放水 ^{はうすい} 口の位置	放水 ^{はうすい} 口が100メートル以上移動しないこと。		放水 ^{はうすい} 口の位置		
風力 発電 所	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。	風力 発電 所	発電所の出力	（現行に同じ。）	
	対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} の位置	修正前の対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} から300メートル以上離れた区域 ^{しよく} が新たに対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} とならないこと。		対象事業 ^{たうさうじぎやう} の実施区域 ^{じししよく} の位置		
	発電設備 ^{はうでんせつび} の位置	発電設備 ^{はうでんせつび} が100メートル以上移動しないこと。		発電設備 ^{はうでんせつび} の位置		
太陽電池 ^{たいやうでんち} 発電所	施行区域 ^{しんじしよく} の位置		太陽電池 ^{たいやうでんち} 発電所	施行区域 ^{しんじしよく} の位置		次の各号のいずれにも該当するもの ① 新たに施行区域 ^{しんじしよく} となる部分の面積が変更前の施行区域 ^{しんじしよく} の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。 ② 変更前の施行区域 ^{しんじしよく} から300メートル以上離れた区域 ^{しよく} が新たに施行区域 ^{しんじしよく} とならないこと。
備考 1 この表において「原動力の別」とは、原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別をいう。 2 この表において「冷却方法の別」とは、冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別をいう。			備考 1 この表において「原動力の別」とは、原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別をいう。 2 この表において「冷却方法の別」とは、冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別をいう。			
（6）～（18）（略）			（6）～（18）（略）			